

平成 27 年 10 月 9 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上島 寛弘

## 自治労連による鎌倉市政に関する悪質な改変問題に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

### 1 件名

自治労連による鎌倉市政に関する悪質な改変問題の是正

### 2 質問の要旨

鎌議第 1191 号、第 1296 号の答弁を踏まえ質問する。自治労連第 34 回大会において資産税課 芳賀秀友（現鎌倉市職員労働組合中央執行委員長）が発言したとされる「住民本位で効率的な予算運用は労使協議で検討していくことを当局と確認」については、事実無根であり、自治労連は虚偽をあたかも事実かの如く流布したこととなる。

1. 大会事務局に対して、芳賀が発言した内容は事実でなく、市政について誤解が生じる内容を軽々と職員が発言をしたことを「自治労連に訂正もしくは削除を要請しろ」と職員労組もしくは芳賀に要請すべきであると考えが如何か。（実際に自治労連の悪質な改変記事によって、労使関係の馴れ合い、癒着関係にあると疑念が生じたことは事実であり、それによって先の鎌議第 1191 号、第 1296 号の質問主意書が提出された事実を重く受け止めよ。）
2. 万が一、鎌倉市職員労働組合や芳賀が事態の重大性を理解せず、誠意を以て対応しない場合には鎌倉市として自治労連に削除を求めるべきであると考えが如何か。
3. そもそも住民本位で効率的な予算運用について、職員団体如き鎌倉市職員労働組合（前委員長は改竄し市政の信頼を失墜している）と協議するなど、おこがましい限りである。予算運用について労使で検討する価値や必要があるのか。市長の考えは如何か。
4. 鎌議第 1296 号では、正確を期し慎重な対応をするよう本人に求めていくとあるが、つまり、そもそもの自治労連第 34 回大会における芳賀の発言自体も誤解を与えるような発言であったと鎌倉市は捉えるのか。
5. このように市政に誤解を及ぼす悪質な改変をする自治労連に所属する鎌倉市職員労働組合は市長が一般質問で答弁した通り、10 月 31 日を以て追い出せるのか。
6. 組合事務所は目的外使用に過ぎず、本来市民の為に存在する庁舎整理を早急に行う

べきだ。10月中に退去しなければ、一般質問の答弁でもあったが計画に支障を及ぼす  
のではないか。計画への支障は何か。明らかにせよ。

3 答弁を求める者  
市長

4 答弁の期限

(平成 27 年 10 月 15 日まで) ・ 無  
(理由：緊急質問の実施を検討する為)